

柳河授産所紛議事情

- 一、名 稱、 財團法人柳河授産所
- 二、代表者、 理事 戸次純一
- 三、所在地、 福岡縣山門郡城内村
- 四、資本金、 五萬圓
- 五、事業種類、 製絲業（生絲）
- 六、従業員数、 六三名（内男四、女五九）
- 七、紛議の内容、

1 紛議の原因、

本所は数年来の専らの營業不振と承價暴落の影響を蒙り遂に本年四月より六月迄休業中のところ漸やく承價暴落の曙光を認め七月十二日より製業を開始し、同月三十一日に至りて第一回の資金支拂を爲したるに、練手女工最高七十一歳最低三

十一歳にして其の額休業前より約一割安なりし爲寧ろ側高なるべきを豫想したる練手女工等は内心之に不満を堪え寄々離職中、此の空気を醸成したる工場主は、九月四日従業員を集め營業状態を説明し自分の開現在資金にて従業員すべき旨聲明したのである。

2 結果、

右の申渡を受けたる従業員は工場主の不誠意を鳴し翌五日練手女工三十名は出勤せず正午頃一同は隣村たる神端村（右女工は大部分神端村出身者）大神宮境内に集合し、最近練價暴落に依り工場側は相當の利益を収むるにも不拘、七月分の資金は休業前より却て一割五分の減額である、此際資金の値上は正當であるから引續き欠勤しても工場側に對し要求すべしと協議したるも何等具体的實行方法決定せず解散したのである。